

八王子市住まいの防犯対策緊急補助金交付要綱

令和7年3月6日制定

(目的)

第1条 この要綱は、犯罪を未然に防止するため、住宅等の設備を改良し、又は防犯対策品を購入した市民に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、市民の防犯意識の高揚と安全安心な暮らしの実現に資することを目的とする。市が交付する補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則(昭和35年八王子市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号をすべて満たす者とする。

- (1) 申請日時時点で、市内に住民登録がある個人であること。
- (2) 八王子市暴力団排除条例(平成23年12月15日条例23号)第2条に規定する者でないこと。
- (3) 住宅等の売買を目的として実施するものではないこと。
- (4) 令和6年(2024年)9月5日から令和7年(2025年)12月26日までの間に、第3条に規定された補助対象事業を行っていること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、市内の住宅の次に掲げるものとする。

- (1) 防犯カメラの設置のうち、次に掲げるものを満たすもの
 - ア 設置場所が住宅等の敷地内であること。
 - イ 撮影範囲が原則住宅等の敷地内であり、近隣住民等のプライバシー保護に留意していること。
但し、やむを得ず住宅等の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅等その他の物の所有者又は使用者に事前説明を行い、同意を得ていること。
- (2) 防犯性能の高い錠や補助錠の取付け又は交換
- (3) サムターンカバー及びロックカバーの取付け又は交換
- (4) 防犯フィルムの貼付け
- (5) 警報ベルの取付け又は交換
- (6) センサーアラームの取付け又は交換
- (7) センサー付きライトの取付け又は交換
- (8) ダミーカメラの取付け又は交換
- (9) カメラ付きインターホンの取付け又は交換
- (10) その他、犯罪の未然防止に必要であると市長が認める防犯設備

2 補助対象事業は、市内で営業する事業所、販売店等が施工し、又はこれらから購入したものである場合に限るものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象になる経費は前条に規定する補助対象事業に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1(ただし、20,000円を限度とする。)とする。なお、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 補助対象者が自ら設置、取付け、交換をおこなった場合、これらに要した経費は補助対象経費としないこととする。

(補助の制限)

第6条 補助の交付は予算の範囲内において行うものとする。ただし、前条第1項において、交付申請を受けた補助金額の合計が、補助金交付のための予算額に達した場合は、期間中であっても受付を終了するものとする。

2 前条の規定による補助金の交付は、一つの住宅につき補助対象期間内1回とする。ただし、二世帯住宅等、玄関が2以上ある場合は、それぞれについて補助対象期間内1回とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、八王子市住まいの防犯対策緊急補助金交付申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)を、令和7年12月26日までに市長に提出するものとする。

(1) 防犯設備工事等の内容及びその施工日又は購入日、領収金額、領収年月日並びに販売店等の名称、住所等が記載された領収書その他の書類又はその写し

(2) 自己の所有する住宅以外の住宅に居住している者が補助金の交付を受けようとする場合は、当該住宅の所有者の同意書

(3) 二世帯住宅等、1の住宅に玄関が2以上ある場合に対する防犯設備工事等に係る補助金の交付を受けようとする場合は、当該住宅の建物の写真

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認める場合は、同項の規定による申請に当たり、防犯設備工事等の内容が確認できるカタログ、図面等の提出を求めることができる。

3 申請書の提出先は、生活安全部防犯課の窓口とし、郵送又は電子申請手続で提出することもできる。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条により申請を受けた際はその内容を審査する。ただし、第6条第1項において、受付を終了した場合は、審査しない。

2 同時に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算額に達するときは、当該交付申請を行った者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

3 補助金を交付することを決定した際は、八王子市住まいの防犯対策緊急補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知し、速やかに申請書に記載された金融機関の口座に振り込むこととする。

4 補助金を交付しないことを決定した際は、八王子市住まいの防犯対策緊急補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

5 市長は、第3項の規定による補助金の交付の決定に当たっては、必要な条件を付すことができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助決定者から文書で申請の取下げがあったとき。
- (3) 本事業に係る市の指示に従わなかったとき。
- (4) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合は、速やかに八王子市住まいの防犯対策緊急補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により、補助決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第10条 補助金の交付決定通知を受けた申請者は、市長が指定する方法により補助金を請求し、その交付を受けるものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(検査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助金が交付された防犯設備設置工事等について検査を行い、又は申請者若しくは関係者への調査を行うことができる。

(見直し)

第13条 この補助事業は、補助金制度見直し方針に基づき見直しを行うものとする。

(免責)

第14条 市長は、この補助金交付申請に関して申請者と第三者との間に生じるトラブルや損害等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月15日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年12月26日限り、その効力を失う。